

県南広域振興局長告示第47号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり県道の供用を開始する。

平成23年3月18日

県南広域振興局長 藤 尾 善 一

- 1（1）路線名 盛岡和賀線
  - （2）供用開始の区間 花巻市北湯口第5地割793番地先から第8地割368番地先まで
  - （3）供用開始の期日 平成23年3月18日
  - （4）供用開始の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間
    - ア 場所 県南広域振興局土木部花巻土木センター
    - イ 期間 平成23年3月18日から同年4月18日まで
- 2（1）路線名 花巻北上線
  - （2）供用開始の区間 花巻市高木第21地割1番1地先から59番1地先まで
  - （3）供用開始の期日 平成23年3月18日
  - （4）供用開始の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間
    - ア 場所 県南広域振興局土木部花巻土木センター
    - イ 期間 平成23年3月18日から同年4月18日まで
- 3（1）路線名 石鳥谷花巻温泉線
  - （2）供用開始の区間 花巻市北湯口第6地割566番地先から第10地割326番1地先まで
  - （3）供用開始の期日 平成23年3月18日
  - （4）供用開始の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間
    - ア 場所 県南広域振興局土木部花巻土木センター
    - イ 期間 平成23年3月18日から同年4月18日まで
- 4（1）路線名 羽黒堂二枚橋線
  - （2）供用開始の区間
    - ア 花巻市石鳥谷町八重畑第8地割66番2地先から第3地割56番6地先まで
    - イ 花巻市石鳥谷町八重畑第15地割32番2地先から第16地割38番1地先まで
  - （3）供用開始の期日 平成23年3月18日
  - （4）供用開始の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間
    - ア 場所 県南広域振興局土木部花巻土木センター
    - イ 期間 平成23年3月18日から同年4月18日まで
- 5（1）路線名 花巻田瀬線
  - （2）供用開始の区間
    - ア 花巻市高松第18地割38番1地先から193番2地先まで
    - イ 花巻市東和町安俵10区445番地先内
  - （3）供用開始の期日 平成23年3月18日
  - （4）供用開始の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間
    - ア 場所 県南広域振興局土木部花巻土木センター
    - イ 期間 平成23年3月18日から同年4月18日まで
- 6（1）路線名 北上花巻温泉自転車道線
  - （2）供用開始の区間 花巻市桜木町二丁目142番6地先から84番10地先まで
  - （3）供用開始の期日 平成23年3月18日

(4) 供用開始の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間

ア 場所 県南広域振興局土木部花巻土木センター

イ 期間 平成23年3月18日から同年4月18日まで